



第 2号様式 (第 4条関係)

# 行政文書公開決定通知書

31 観名保第 211 号  
令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和2年3月19日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・き損届	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 2 年 4 月 2 日 午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488	

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

き 損 届

31観名保第204号  
令和2年3月12日

文化庁長官 様

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
氏 名 名古屋市長  
(名称及び代表者氏名) 河村 たかし



下記のとおり、特別史跡がき損しましたので届け出します。

河村 太

山崎 誠

## 記

1 史跡名勝又は天然記念物の種別及び名称  
特別史跡 名古屋城跡

2 指定年月日  
昭和27年3月29日

3 史跡名勝又は天然記念物の所在の場所  
名古屋市中区本丸1番

4 所有者の氏名(名称)及び所在地  
氏名 名古屋市長 河村 たかし  
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

5 管理団体の名称及び事務所の所在地  
名称 名古屋市  
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

6 滅失、き損の事実の生じた日時  
令和2年3月2日 午後1時30分から午後2時30分の間

7 滅失・き損の事実の生じた当時における管理の状況

西之丸における展示収蔵施設外構工事について、令和元年11月15日付け元受文庁第4号の1181で現状変更の許可を受け、施工を進めていた。

工事エリアは、一般見学者が立ち入れないよう、工事用フェンスで囲い、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室の監理のもと、請負業者が工事を実施していた。

き損が生じた当時、き損が生じた箇所においては、請負業者が重機により掘削を進めていた。名古屋城調査研究センターの学芸員は、工事エリア内の、き損が生じた箇所とは別の場所において立会いを行っていた。

8 滅失・き損の原因

展示収蔵施設の外構工事として、六番御蔵の地表面表示のための基礎を設ける掘削工事を、請負業者が重機で行っていた際、六番御蔵の東側の縁にあたる位置にあった石列の相当部分を重機で取り外したため。

9 き損の場合は、その箇所及び程度並びに国指定の文化財がその保存上受ける影響  
き損箇所 名古屋城西之丸 六番御蔵の東側の縁にあたる位置にあった石列

き損の程度 取り外された石列の石66個（3月3日確認時点）

影響 特別史跡の本質的価値を構成する諸要素の一つである地下遺構の一部が損傷した。

10 滅失・き損の事実を知った日

令和2年3月2日 午後2時30分

※工事エリア内の別の場所で立会いを行っていた名古屋城調査研究センターの学芸員が、石列の石が取り外されている状況を発見

11 滅失・き損の事実を知った後にとられた処置

3月2日 掘削工事を中止

3月3日 き損の状況を確認するため、掘削範囲を精査

- ・ 石列の周囲を清掃し、取り外した石の抜き取り痕跡など現地  
の状況を把握
- ・ 取り外された石について数量を把握
- ・ 掘削範囲等の記録を作成

き損箇所の保全のため、掘削した範囲にシートをかけ養生

3月5日 き損の事実について、記者会見を開き、報道機関へ発表

3月6日 名古屋市観光文化交流局において行政監理委員会を開催し、「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事地下遺構き損事故調査委員会」を設置

12 その他参考となるべき事項

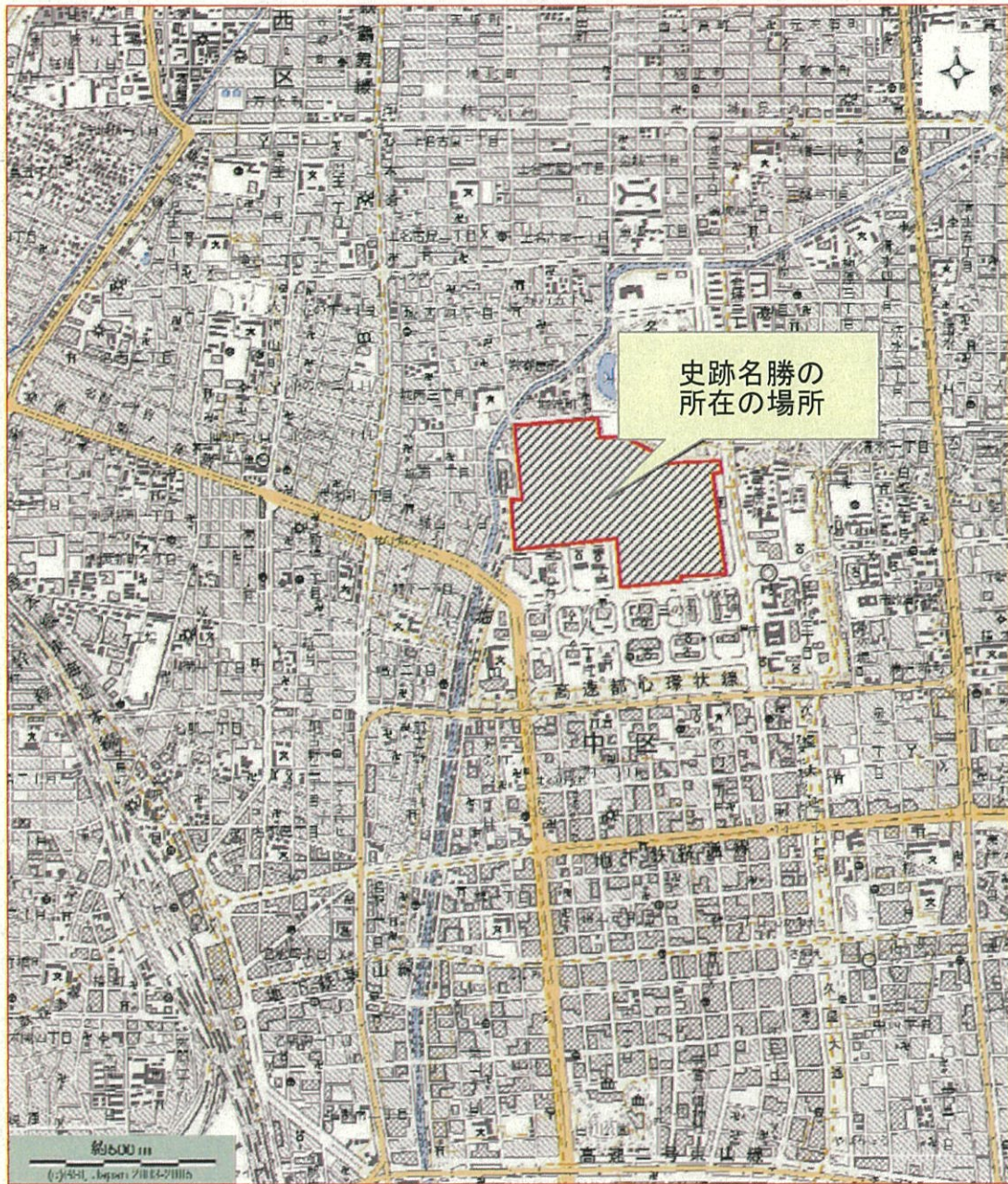
当面の取り組みは以下の通り。

- ・ 今回のき損の重大さに鑑み、名古屋市観光文化交流局内の行政監理委員会の下に「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事地下遺構き損事故調査委員会」を設置し、き損が生じた経緯及び原因の究明を行い、有識者及び文化庁の指導・助言を得ながら、徹底した再発防止策を取りまとめる。
- ・ 現況を精査し、遺構のき損状況の正確な記録を作成する。
- ・ 石列の詳細な調査、石列の修復方法について、有識者及び文化庁の指導・助言を得ながら検討する。
- ・ 今回の外構工事エリア全体について、適切な施工が行われているか検証を行う。

（添付書類）

- （1）案内図
- （2）特別史跡範囲図
- （3）き損箇所位置図
- （4）き損状況写真

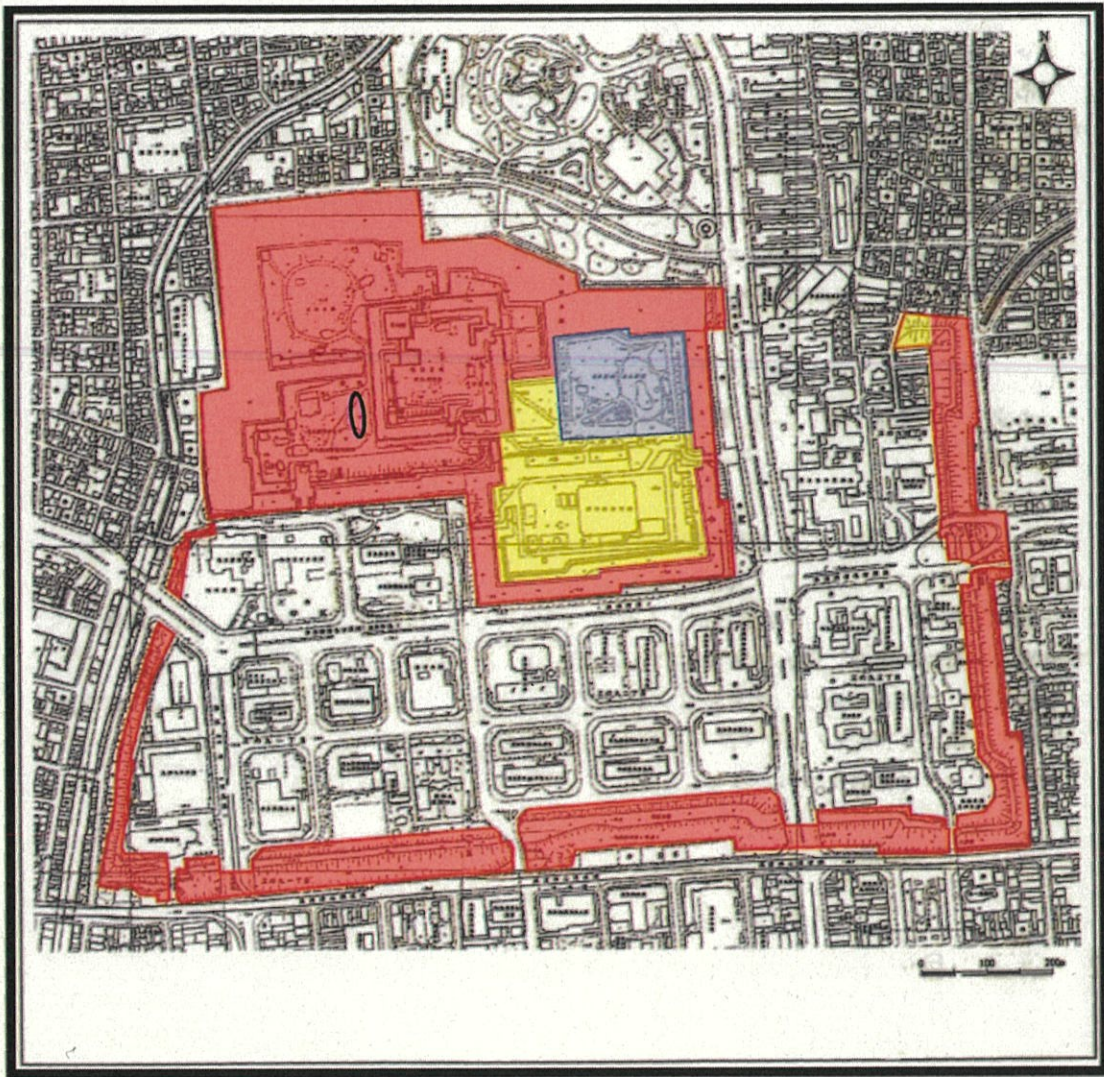



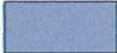




案内図



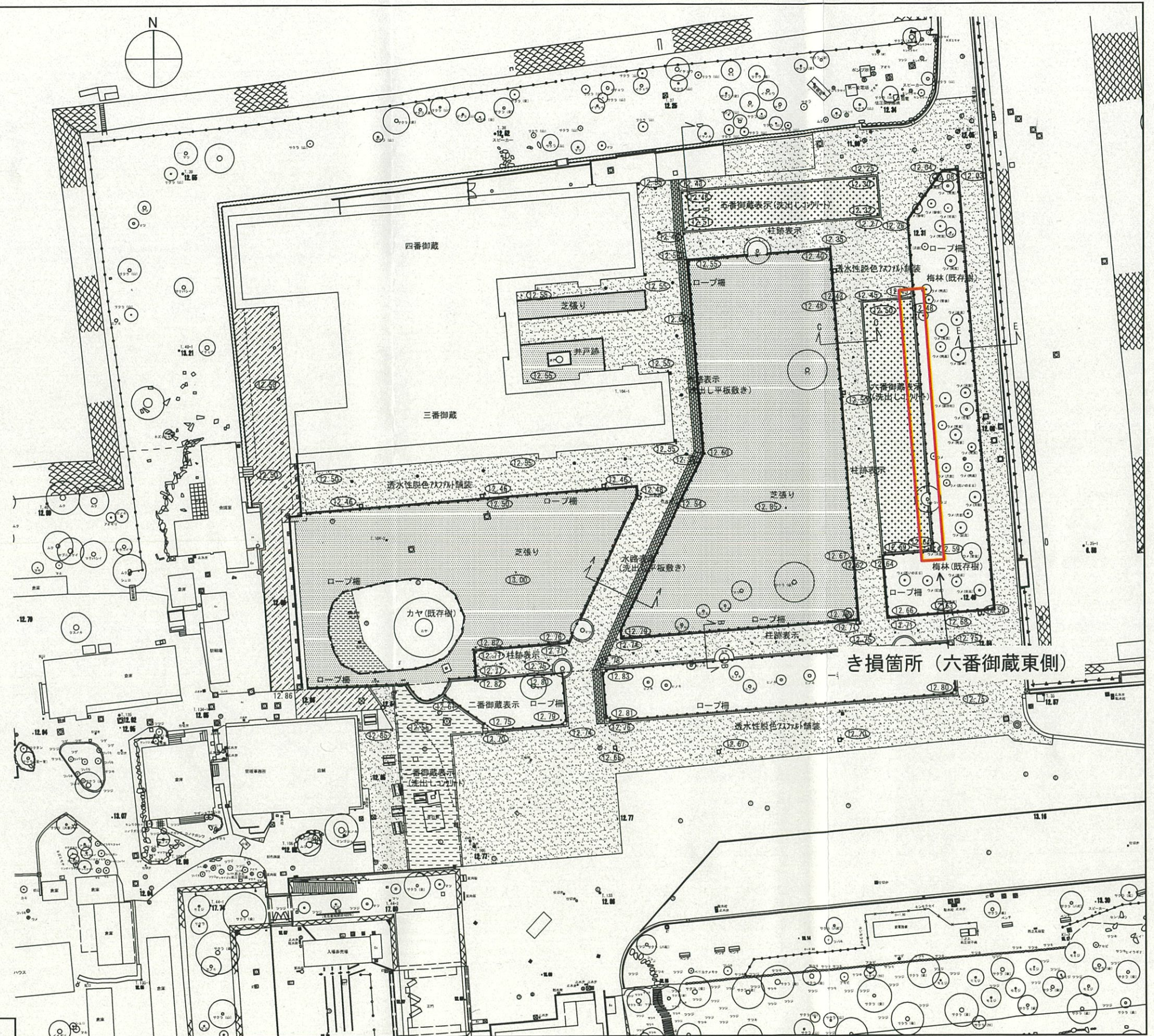
(2) 特別史跡範圍圖



-  特別史跡指定範圍
-  名勝指定範圍
-  特別史跡範圍(未告示)
-  六番御藏跡



(3) き損箇所位置図



き損箇所 (六番御蔵東側)

名古屋城展示収蔵施設(仮称)外構工事 設計図	
全体平面図	No. 01
縮尺	1/300 (A1) 1/600 (A3)
設計	令和 元年 9月
観光文化交流局名古屋城総合事務所	
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。	

安井建築設計事務所



(4) き損状況写真

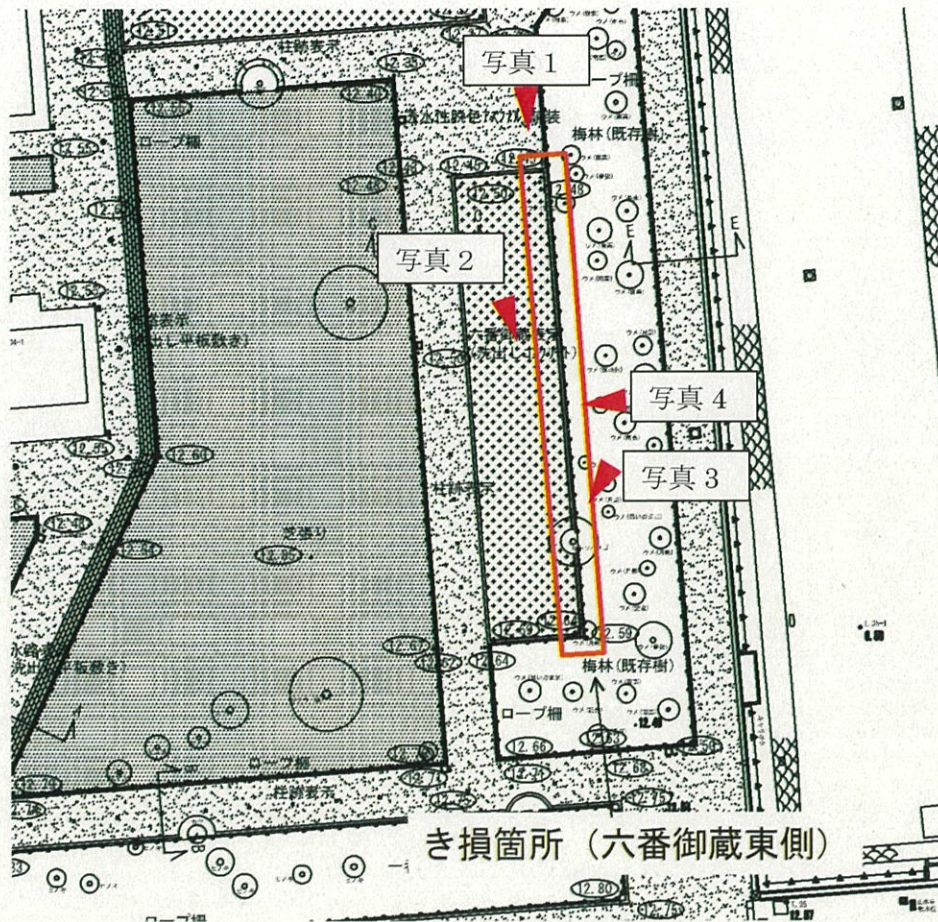






写真 1



写真 2





写真 3



写真 4